

平成21年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名		景観まちづくり			款	5	項	1	目	2	事業	5	整理番号	357				
担当部課名		都市整備部まちづくり推進課			係名	景観係			連絡先電話番号	3363			昨年度整理番号	446 枝番号				
上位施策No・施策名		14 まちの景観づくり			予算事業区分													
事務事業の概要	事業開始		平成	▼	元	年度	<input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業		分野	2	政策番号	3	施策番号	14	事業コード	10	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input checked="" type="checkbox"/> 主要事業
	対象		<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内部管理			根拠法令等		(1) 景観法 (2) 都市計画法										
	区民、事業者、公共団体 杉並区の景観		事業の目標 (対象をどのような状態にしたいのか)		活動指標名(式) (1) 景観新聞の発行部数 (2) 景観週間の参加者数													
	景観に対する意識を高め、自主的に景観づくりに取り組む風土を醸成します。 魅力あるまちなみを創出します。		活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)		成果指標 (代) = 適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 生活環境評価点 算定式・指標の説明等 街なみの美しさや落ち着き 成果指標名(2) 算定式・指標の説明等													
景観新聞の発行や景観週間イベントの開催を毎年実施する。 景観条例の制定に続き、21年度には景観計画を策定し、届出や事前協議等により、みどり豊かな美しい住宅都市を将来にわたり継承する。		成果指標																
区分		単位	18年度		19年度		20年度		21年度		目標値	目標値に対する20年度の達成率%	計画に対する20年度の達成率%					
			実績		計画		実績		計画		実績		22年度					
指標	活動指標(1)		部	8,000	15,000	8,000	15,000	8,000	9,000	9,000	88.9	53.3						
	活動指標(2)		人	1,454	2,000	1,413	2,000	1,810	2,000	2,000	90.5	90.5						
	成果指標(1)		評価点	2.21	2.00	2.11	2.00	2.13	2.00	2.00	106.5	106.5						
	成果指標(2)																	
総事業費・コスト把握	事業費		千円	15,416	7,548	5,329	74,988	73,397	29,787	20年度予算執行率% 97.9								
	(内)投資的経費等		千円	7,140	0	0	60,239	59,434	19,000	特記事項								
	(内)委託費		千円	5,190	4,051	3,886	72,470	71,450	21,450	旧角川邸の改修工事を実施したため、事業費が大幅増となっています。								
	職員数(常勤 非常勤)		人	3.30 0.00	3.30 0.00	3.36 0.00	3.90 0.00	3.92 0.00	3.90 0.90									
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	千円	29,898	30,162	30,710	35,295	35,476	35,295	生活環境評価点(街なみの美しさや落ち着き)は、杉並区区民意向調査によるもので、高い評価を得ています。中間点は2.50で、1.00に近いほど評価が高くなります。								
		(内)非常勤職員分	千円	0	0	0	0	0	2,520									
	総事業費 + +		千円	45,314	37,710	36,039	110,283	108,873	67,602									
	単位あたりコスト (-)÷		円	4,772	2,514	4,505	3,336	6,180	5,400									
	財源	受益者負担分		千円	0	120	120	136	12	136								
		国からの補助金等		千円	5,415	1,500	0	0	0	0								
都からの補助金等		千円				0	0	0										
その他の補助金等		千円				0	0	0										
特定財源計 + + +		千円	5,415	1,620	120	136	12	136										
差引:一般財源 -		千円	39,899	36,090	35,919	110,147	108,861	67,466										
受益者負担比率 ÷		%	0.0	0.3	0.3	0.1	0.0	0.2										

18年度、19年度の国からの補助金等欄の金額は都からの補助金等、その他の補助金等を含む

平成21年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 357

20年度の事業実施状況	(1)主な取組み (執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	内 容	規模	単位	事業費(千円)
		旧角川邸改修基本設計等	1	件	59,170
		阿佐谷北5丁目住宅維持管理・改修等	1	件	7,075
		第3回景観週間の開催	1810	人	405
		『杉並景観録』(第14号)の発行	8000	部	399
		その他(景観条例の運用、色彩調査委託ほか)			6,348
(2)事業実績	景観条例を制定し、平成21年4月1日に施行するとともに、景観法に基づく景観行政団体となりました。また、杉並区の色彩景観の調査を実施し、平成21年度の景観計画策定に反映させていきます。景観まちづくりの普及啓発の一環として、「杉並景観録」を発行しました。地域を代表する景観資源である建物保存の一環として、旧角川邸を、区立角川庭園・幻戯山房～すぎなみ詩歌館～に整備しました。				

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	景観は、杉並のまちに魅力を感じる指標の一つとして考えられます。区民の定住意向は、近年80%を超えており、隣接自治体内の、渋谷区に次いで高くなっています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	開発などで失われるみどりや取り壊される歴史的建物、伐採される貴重な樹木の保全、さらには派手な色彩の建物や高層マンションの出現など、失われていくまちなみの保全や良好な景観形成が求められています。
	今後の予測	景観法が施行され、東京都の景観計画のもと、景観行政が進められてきましたが、今後は区が景観行政団体として、個性ある地域性に基づいた景観の保全、良好な景観形成を進めていきます。地域の景観まちづくりは、景観行政団体となった区が、地域住民、事業者とともに作り上げていきます。

事業のあり方点検	(1) 施策への貢献度は大きい 貢献度 大(理由)	左の理由または具体的内容 まちの景観づくりは行政だけでなく、区民・事業者と共に取り組んでいくものです。人々の生活に潤いを与え、魅力あるまちなみの形成を推進するためには、地域に即した景観施策の取り組みが不可欠です。	
	(2) 現在の事業費で成果を向上させることができるか できない(理由)	景観計画の策定後は、届出や事前協議の実施、さらには歴史的に貴重な建物の保存・活用・運営などが控えているため、現在の事業費で成果を向上させることは難しいです。	
	成果向上のための方策 手段・方法の変更(具体的内容)	今後、景観行政団体として景観計画の届出制度を活用し、区が主体的に良好なまちなみ景観形成へと誘導していきます。さらには歴史的に貴重な建物の保存・活用・運営等の新たな景観施策に取組みます。	
	(3) 受益者負担の見直し余地は ない(理由)	旧角川邸は、詩歌室を設置し、俳句等を嗜む団体等に有料で貸し出しますが、さらにPR等に努め、利用者数の増加を目指します。	
	(4) コストを下げる余地はあるか ない(理由)	普及啓発のための景観新聞やポスターの作成は、区民・NPO等の協力により、手づくりで行っているため、印刷費の経費など必要最小限に抑えています。	

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 一部実現している	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)
	(3) 協働等の形態 協働[事業協力]	(4) 協働等の今後のあり方 推進

評価と課題	平成20年度に景観条例を制定し、平成21年4月1日から景観行政団体となりました。今後は杉並区独自の景観計画を定め、景観法及び景観条例に基づいて、杉並区の景観の向上に努めていくことが求められています。届出や事前協議を通じて良好な景観づくりを推進するとともに、景観に対して高い意識を区民に持ってもらうよう普及啓発に取り組めます。
-------	--

改善・見直しの方向(中長期)	成果: ● 増 ○ 現状維持 ○ 減	コスト: ● 増 ○ 現状維持 ○ 減
	(1)前年度の改革案の取り組み状況(21年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはその概要も明記) 景観条例を平成21年4月に施行しました。また21年度中に景観計画を策定します。旧角川邸は角川庭園・幻戯山房として改修工事をおこない、21年5月に開園しました。景観法に基づく景観計画の届出の受付事務を始めました。	
	(2)改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 事業のあり方点検欄を踏まえて記入 景観形成団体として、独自に景観計画を今年度中に策定します。角川庭園は、今年度は詩歌を読むことを主目的としたすぎなみ詩歌館として貸し出し施設として運営していきます。	
(3)改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法 景観法に基づく景観計画による建築物等の指導は、行為の制限なので、地域住民の十分な理解と協力が不可欠です。		
22年度方針	(1)22年度予算見積の方向性	○ 大幅増 ● 増 ○ 増減なし ○ 減 ○ 大幅減 ○ 予算なし
	(2)理由	景観計画及び景観条例の届出に関する事務経費のほか、阿佐谷北5丁目住宅跡地の公園工事費などが必要になります。

平成21年度 杉並区事務事業評価表

事務事業名	屋外広告物許可・取締			款	5	項	2	目	1	事業	1	整理番号	378				
担当部課名	都市整備部土木管理課			係名	占用係			連絡先電話番号	3402			昨年度整理番号	457 枝番号				
上位施策No・施策名	14 まちの景観づくり												予算事業区分				
事務事業の概要	事業開始	昭和	▼	50	年度	<input type="checkbox"/> 実施計画事業	分野	政策番号	施策番号	事業コード	<input type="checkbox"/> 行革計画事業	<input type="checkbox"/> 主要事業					
	対象	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯	<input checked="" type="checkbox"/> 団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 内部管理											
	根拠法令等	(1) 屋外広告物法 (2) 東京都屋外広告物条例															
	事業の目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	屋外広告物の適正な許可を行いまちの美観を維持すると共に、公衆に対する危害を防止します。					活動指標名(式) (1) 屋外広告物許可申請数 (2) 違反広告物の除却件数										
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	区内全域の屋外広告物の許可及び屋外広告物(違反広告物)の除却					成果指標 (代) = 適当な指標がない場合の代替指標 成果指標名(1) 屋外広告物許可申請件数前年度比率 算定式・指標の説明等 成果指標名(2) 屋外広告物の除却件数前年度比率 算定式・指標の説明等											
区分		単位	18年度		19年度		20年度		21年度		目標値	目標値に対する20年度	計画に対する20年度				
			実績		計画		実績		計画		22年度	の達成率%	の達成率%				
指標	活動指標(1)		件	293	0	346	0	309	0	0	0						
	活動指標(2)		件	22,431	0	29,313	0	24,445	0	0	0						
	成果指標(1)		%	103	0	118	0	89	0	0	0						
	成果指標(2)		%	53	0	131	0	83	0	0	0						
総事業費・コスト把握	事業費		千円	680	717	614	717	664	904	20年度予算執行率%		92.6					
	(内)投資的経費等		千円	0	0	0	0	0	0	特記事項							
	(内)委託費		千円	0	0	0	54	54	54								
	職員数(常勤 非常勤)		人	1.22 0.00	1.62 0.00	0.64 0.00	1.62 0.00	1.64 0.00	1.60 0.00								
	人件費	(内)常勤職員分(超勤分含)	千円	11,053	14,807	5,850	14,661	14,842	14,480								
		(内)非常勤職員分	千円	0	0	0	0	0	0								
	総事業費 + +		千円	11,733	15,524	6,464	15,378	15,506	15,384								
	単位あたりコスト (-)÷		円	40,044		18,682		50,181									
	財源	受益者負担分		千円	0	0	0	0	0	0							
		国からの補助金等		千円	0	0	0	0	0	0							
		都からの補助金等		千円													
その他の補助金等		千円															
特定財源計 + + +		千円	0	0	0	0	0	0									
差引:一般財源 -		千円	11,733	15,524	6,464	15,378	15,506	15,384									
受益者負担比率 ÷		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									

18年度、19年度の国からの補助金等欄の金額は都からの補助金等、その他の補助金等を含む

平成21年度 杉並区事務事業評価表

整理番号 378

20年度の事業実施状況	内容	規模	単位	事業費(千円)
		違反広告物の除却	24445	枚
(1)主な取組み (執)(細)は、事業費の内訳として会計上設定している項目	違反広告物除却活動協力員支援(登録、物品配布等)	1038	名	585
	屋外広告物許可事務	309	件	79
	その他()			0
(2)事業実績	毎月2回、第一月曜日と第三金曜日を基本に所轄警察と合同で違反広告物の除却を実施しています。			

事業環境の変化	事業開始当初から現在までの変化	屋外広告物の許可申請件数は、ここ数年間ほぼ横ばいで推移しています。違反広告物の除却については、そのほとんどが不動産広告関係で占められており景気に左右されます。また、除却に関するボランティア活動が定着しつつあり、現在、登録協力員は1000名程度の規模となっています。
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)	違反広告物や、景観を損ねるような広告物の排除を求める要望が増加しています。また、違反広告物を掲出する業者に対しても、区から強く指導してほしい等の要望が寄せられています。
	今後の予測	違反広告物除却件数(20年度)は前年度に比べ減少しましたが、不動産広告等の違反広告物は景気に左右されやすいため今後の予測は困難です。また、杉並区景観条例(景観計画)等により事業内容が変わる可能性があります。

事業のあり方点検	左の理由または具体的内容	
	(1) 施策への貢献度は大きいか 貢献度 大(理由)	屋外広告物は、まちの景観形成上重要な要素ですが、違反広告物は、まちの景観を損ね、通行の安全を阻害する大きな要因となります。
	(2) 現在の事業費で成果を向上させることができるか できない(理由) 成果向上のための方策 手段・方法の変更(具体的内容)	広告物のデザイン・色彩・掲載内容は、景観の重要な構成要素であるが、屋外広告物条例では、そこまで踏み込んだ指導、許可は困難です。 法令の整備により規制を強化する。
	(3) 受益者負担の見直し余地はある(具体的内容)	屋外広告物許可申請手数料の改定により受益者負担を増やす。
	(4) コストを下げる余地はあるか ない(理由)	違反広告物の除却について、協力員の漸増により保険料、除却活動支援等の経費がかかるため、今以上の削減は困難です。

協働等点検	(1) 協働等は実現しているか 十分に実現している	(2) 協働等の相手 NPO・ボランティア・市民活動団体((3)へ)
	(3) 協働等の形態 協働[事業協力]	(4) 協働等の今後のあり方 実施継続

評価と課題	ボランティア活動が定着しており、区民との協働なしでは事業が成り立たない状況となっています。今後もボランティア活動を継続して積極的に支援し、まちの美観を育てよう取り組んでいきます。また、新たに景観条例に基づく景観計画が策定された場合、許可申請窓口の一元化、広告物の規格やデザインなど許可基準を定めることが課題となります。
-------	---

改善・見直しの方向(中長期)	成果:	○ 増	● 現状維持	○ 減	コスト:	○ 増	● 現状維持	○ 減	
	(1) 前年度の改革案の取り組み状況(21年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはその概要も明記)	景観条例の制定に際して、関係部署と連携し広告主の意識を高めることを求めてきました。ボランティアによる除却活動の支援を引き続き行い、住民との協働で良好な景観づくりを進めました。							
	(2) 改革案の概要(いつまでに、どうするかたちに)	事業のあり方点検欄を踏まえて記入 杉並区景観条例に基づく景観計画制定に向け、広告主の意識をさらに高めるとともに、今後も住民との協働で良好な景観づくりを進めていきます。また、のぼり旗などの路上違反広告物の除却に向けた検討を継続します。							
	(3) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法	屋外広告物の広告内容・色彩の基準を景観計画等で示していく必要があります。除却に際しては、簡易除却等の後の保管場所の確保、返還方法、その他関係機関(警察署)との協力方法等を検討し手続きを明確にしなければなりません。							
22年度方針	(1) 22年度予算見積りの方向性	○ 大幅増	○ 増	● 増減なし	○ 減	○ 大幅減	○ 予算なし		
	(2) 理由	協力員は当初計画した人数にほぼ達しました。仮に、今後もなお増加傾向が続くならば、違反広告物除却活動の支援のための経費増加について検討する必要があります。							